



Newsletter

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイ ニュースレター 2017 年 7 月

タイ移転価格税制の法案に関するアップデート

お客様各位

タイの移転価格税制の法案について進展がありましたので、お知らせいたします。

タイの移転価格税制の法案は、2015 年 5 月に法案の骨子が内閣で可決された後、国策議会 (National Council of State) の承認を待つ状況になっていましたが、このたび「オンラインパブリックヒアリング」という形で、民間から広く意見を求めるべく、2017 年 6 月 21 日からタイ歳入局のウェブサイト上に修正法案の内容が掲載されました。民間からの意見の募集期間は 2017 年 7 月 7 日までとなっております。(ウェブサイト：<http://www.rd.go.th/publish/27680.0.html> (タイ語のみ))

当法案は、2015 年 5 月に公表された内容から大きな変更はありませんが、詳細が明らかになった部分もありますので、以下に今回公開された修正法案の全文を紹介いたします。

【タイ移転価格法案の和訳】

歳入法 第 71 条の 2 (1)

関連者間取引について、納税者が独立した第三者との取引において適用されるであろう、商業上および金融上の条件と乖離した条件で取引を行っていることが税務調査で発見された場合、税務調査官は、納税者の課税所得を独立企業間取引において獲得したであろう金額に更正する権限を有する。なお、当該更正に際しては、国際基準に沿うことを目的としてタイ国が締結している国々との租税条約を考慮するものとする。

歳入法 第 71 条の 2 (2)

歳入法における「関連者」の定義を以下に定める。

- 1 一方の法人が、他方の法人の株式の総数又は出資金額の 50%以上を直接又は間接に保有する関係にある法人

- 2 同一の者によってそれぞれの株式の総数又は出資金額の 50%以上を直接又は間接に保有される関係にある法人
- 3 一方の法人が資本・経営・支配権の観点において、他方の法人に依存しなければならない関係にある法人で財務省令で定めるもの（実質支配関係にある法人）

歳入法 第 71 条の 2 (3)

歳入法では、同条 (1) に基づき、税務調査官が納税者の課税所得を更正した場合に、納税者に対して税金の還付申請を認める。納税者は法人税申告書の提出日から 3 年以内、もしくは税務調査官から更正通知を受けた日から 60 日以内に税金の還付を申請することができる。

歳入法 第 71 条の 3 (1)

関連者間取引を有し、かつ、その事業年度の売上収益の額が省令に定める金額（この省令はまだ公表されていない）を超える法人は、歳入局長が定める書式（この書式はまだ公表されていない）に従って、その事業年度の関連者間取引の金額などの関連者間取引に関する情報を記載した付表を作成し、その事業年度終了日から 150 日以内（法人税申告書の提出期限）に歳入局へ提出しなければならない。

歳入法 第 71 条の 3 (2)

法人税申告書の提出日から 5 年以内に、タイ歳入局は、関連者間取引を有し、かつ、その事業年度の売上収益の額が省令に定める金額を超える法人に対し、移転価格の算定・分析に必要な文書もしくは証憑の提出を求めることがある。提出を求められた納税者は、その通知を受けた日から 60 日以内に提出しなければならない。ただし、税務調査官はその裁量により、通知日から 120 日を超えない範囲でその提出期限を延長することができる。

歳入法 第 35 条の 3

相当の理由なく 71 条の 3 に定める書類を提出しない、あるいは提出した書類に不備がある場合には、20 万バーツを超えない範囲で罰金を課す。

【KPMG のコメント】

今回の修正法案により、今まで不明であった点がいくつか明らかになりました。今回のポイントは以下の通りです。

- 関連者の定義（50%以上の直接又は間接の資本関係がある法人、及び実質支配関係にある法人）が明確になった。
- 関連者の定義が国外の法人に限定されていないため、タイ国内の関連者間取引も移転価格税制の対象となると考えられる。
- 移転価格に関する付表の提出、及び移転価格の文書化の義務がある法人は、関連者間取引を有し、かつ、一定額以上の売上収益がある法人に限定される（その具体的な金額はまだ公表されていない）。また、それを怠った場合には、20 万バーツ以下の罰金が課される。

- 法人税申告書と併せて提出が求められるものは「関連者間取引に関する付表」であり、移転価格文書そのものではない。
- 歳入局は 5 年間遡って、納税者に移転価格文書の提出を要求することができ、納税者はその要求された日から原則として 60 日以内に移転価格文書を提出しなければならない。

今回のパブリックヒアリング後、本法案は国民立法議会（National Legislative Assembly）の承認を得て法施行されることとなりますが、現時点では、引き続き施行時期は未定です。今回の法案において、移転価格の文書化義務の対象が一定額以上の売上収益がある法人に限定されていますが、その売上規模は決して高いものではないと考えられ、多くの日系企業が対象になると考えられます。

また、来年度より日本本社側の要請（BEPS 対応）で、タイ子会社の移転価格文書を日本本社に提出しなければならないケースもありますので、日本本社と協議のうえ、タイ子会社として今後とるべき対応をご検討ください。

本件に関してご質問等がございましたら、下記までご遠慮なくご相談ください。

税務担当

柴田 智以

Executive Director

tshibata1@kpmg.co.th

伊藤 進

Associate Director

sito1@kpmg.co.th

阿久津 三鳳

Coordinator

makutsu@kpmg.co.th

お問い合わせ

gjp-marketing@kpmg.co.th 日系企業担当

[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this message from KPMG Phoomchai Tax Ltd. If you wish to unsubscribe, please [click here](#).

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation. If you have any questions, please send an e-mail to info@kpmg.co.th

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd. a Thai limited company and a member of KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International") a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name and logo are registered trademarks of KPMG International.

twitter.com/KPMG_TH

youtube.com/KPMGinThailand

facebook.com/KPMGinThailand



kpmg.com/app

